

公立学校情報機器整備事業に係る支援業務

プロポーザルの審査について

令和 7 年 2 月

岩手県教育委員会

この「プロポーザルの審査について」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「公立学校情報機器整備事業に係る支援業務」に係る委託候補者を選定するために行うプロポーザル審査の指針等について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザル審査は、プロポーザル提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき審査を行い、その結果を県に報告するものとする。

2 審査項目及び配点

配点は 100 点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

審査項目
(1) 事業目的（求められる成果等）【10 点】
(2) 企画（提案内容の訴求力）【30 点】
(3) 事業効果（企画内容の実効性等）【30 点】
(4) 業務履行能力（組織体制、業務実績等）【20 点】
(5) 見積書（積算単価、数量、提案内容との整合性等）【10 点】

3 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、企画提案書及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行うものとする。
- (2) 参加者が 6 者を超える場合には、委員会の部会において、企画提案書による審査（以下「第 1 審査」という。）を実施し、上位と評価された 6 者により、委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものとする。
- (3) 参加者が 6 者以下であった場合には、第 1 次審査は実施しないものとする。なお、参加者が 1 者のみであった場合にも、委員会において企画提案書及び参加者によるプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。
- (4) 委員会の委員は、企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査基準ごとに評価を行い、審査基準等に評点を記入するものとする。
- (5) (4)の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位 3 者まで順位点（1 位－5 点、2 位－3 点、3 位－1 点）をつけ、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、県に報告するものとする。
なお、総得点が同点の場合には、総評点の高い者を上位者とするものとする。